

食物アレルギー対応指針

策定年月日		平成30年2月16日		版数	10
改訂年月日		令和6年4月1日			
役職			氏名		印
承認	校長		校長名		
審査	教頭		教頭名		
作成	食物アレルギー一 対応委員会		校長名		

栗東市立大宝小学校

〈目次〉

1	目的	1
2	食物アレルギー対応の基本的な考え方	1
3	校内及び関係機関との連携体制づくり	2
	（１）食物アレルギー対応委員会の設置	
	（２）教職員の役割	
4	学校における対応	3
	（１）配慮や管理が必要な児童への取組実践までの流れ	
	（２）給食の対応について	
	（３）学校給食以外における対応	
	（４）校内研修	
	（５）個人情報の管理	
5	食物アレルギー緊急時対応マニュアル	11
	A 学校内での役割分担	
	B 緊急性の判断と対応	
	C エピペン®の使い方	
	D 救急要請（119番通報）のポイント	
	E 心肺蘇生とAEDの手順	
6	参考様式	16
	・様式1 アレルギー疾患に関する確認書の提出について	
	・様式2 学校生活管理指導票ならびにアレルギー疾患に関する確認書の提出について	
	・様式3 【滋賀県版】学校生活管理指導表	
	・様式4 【滋賀県版】学校生活管理指導表活用のしおり～主治医用～	
	・様式5 【滋賀県版】学校生活管理指導表活用のしおり～保護者用～	
	・様式6 保護者との面談記録	
	・様式7 アレルギー疾患に関する取組プラン	
	・様式8 アレルギーに関する引き継ぎ書	
	・様式9 経過記録表	
	・様式10 研修会記録	
	・様式11 食物アレルギー対応委員会 委員構成表	

※食物アレルギー対応表は、毎月保護者から預かった給食予定献立表に記入し、対応することとする。

1 目的

この指針は、学校における食物アレルギー事故を防止し、食物アレルギーを有する児童の学校生活をより一層安全安心なものとすることを目的とする。

学校は、本指針に則り、保護者も含めたすべての関係者と一丸となって、すべての児童が安全・安心で充実した学校生活を送れるよう、相互の理解と信頼、連携・協力のもと取り組まなければならない。

2 食物アレルギー対応の基本的な考え方

(1) 学校給食等における食物アレルギー対応においては、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（財団法人日本保健会作成、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課監修）」（以下「ガイドライン」という。）に準拠して対応する。

- すべての教職員が食物アレルギーやアナフィラキシーを正しく理解する。
- アレルギー疾患に関する確認書の提出を必須とし、要配慮児童を把握することで対象者を限定する。
- 相互の理解と信頼、連携、協力の取り組みを有効に機能させるために、食物アレルギー対応委員会を設置し運用する。

(2) 学校生活管理指導表を有効かつ適切に活用することによる事故防止

事故防止の徹底のため、アレルギー対応を踏まえた配慮や給食の各段階におけるチェック機能を強化し、継続的に改善する。

- 校内マニュアルや個別の取組プラン等に基づく対応を行う。
- 事故及びヒヤリハット等が発生したときは、的確に状況を把握し、改善を行う。
- 進学、転校等の場合にもリスクを減らすため、学校間で情報の共有を図る。

(3) 「ガイドライン」の内容に関する周知徹底や適切な緊急時対応を行うことができるよう、教職員等に対する研修の充実を図る。

- 「緊急時の対応」マニュアルを作成する。
- エピペンを正しく扱えるように実践的な研修を毎年度実施する。
- 毎年、アレルギーを有する児童に対する取り組みプランや発症時の症状と対応の仕方について確認する。

3 校内及び関係機関との連携体制づくり

(1) 食物アレルギー対応委員会の設置

学校に校長、教頭、教務主任、保健主事、学年主任、学級担任、養護教諭、給食主任、栄養教諭で構成する「食物アレルギー対応委員会」を設置し、本指針に基づき、学校における食物アレルギー対応の具体的な内容を検討・決定する。なお、対象児童がいない場合も設置する。

①委員構成

職 名	役 割
校長	委員長（総括責任者）
教頭	校長補佐、指示伝達、外部対応
教務主任	教頭補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応
養護教諭	実態把握、主治医や学校医との連携、事故防止、緊急時の対応
栄養教諭	給食調理、運営の安全管理、事故防止
保健主事	教務主任、養護教諭、栄養教諭等の補佐
給食主任	栄養教諭等の補佐、各学級における給食指導の共通指導徹底
学年主任、学級担任	安全な給食運営、保護者連携、事故防止

年度ごとの委員については、食物アレルギー対応委員会委員構成表（様式 12）に担当者名を明記する。

②活動内容

- 1) 食物アレルギー対応委員会において、食物アレルギーの対応における様々なルール、緊急時の対応マニュアル等を協議、作成し、委員長が承認する。
 - ・毎年、年度始めに第1回食物アレルギー対応委員会を開催する。
 - ・第1回委員会において、委員会の年間計画を作成する。
 - ・校内の食物アレルギーに関する情報を集約し、対応について協議・決定する。
- 2) 事故及びヒヤリハット情報を共有し改善策を検討する。
 - ・事故及びヒヤリハット等が発生したときは、養護教諭を中心として、事象を詳細に把握・記録し、保護者へ報告、フィードバックを行うなど、的確に状況を把握して改善につなげる。
 - ・教頭は、関係機関との連携を図る。
 - ・教務主任、保健主事は、全教職員を対象に、対応訓練や研修を企画・実施する。実施した研修については、研修会記録（様式10）を作成し、職員に回覧する。
- 3) アレルギー対応の取組の評価・改善を行う。
 - ・年度末に第2回食物アレルギー対応委員会を開催し、取り組みを評価し、食物アレルギーの対応に関する取り組みの改善を行う。
- 4) 保護者からの情報提供を対応に生かす。
 - ・学校は、対象児童の食物アレルギーの状況を把握しない限り、適切な対応を行うことは困難であるため、保護者に対して、機会を捉えて情報提供を依頼する。

(2) 教職員の役割

◎ 主務者 ○ 担当者

	校 教 長 頭	教務 学年 学級 主任 主任 担任	保健 養護 主事 教諭	給食 栄養 主任 教諭
1 校内食物アレルギー対応委員会の設置・招集・統括責任	◎ ○			
2 校内食物アレルギー対応委員会における対応策の決定	◎			
3 校内食物アレルギー対応委員会の開催	○ ◎	○ ○ ○	◎ ○	○ ○
4 児童の実態把握		○ ◎	○ ◎	
5 食物アレルギー取組プランの作成	○	○ ◎	◎	
6 食物アレルギー取組プランの保管・管理	◎		○	
7 保護者や関係機関等との連絡窓口として全体の連絡調整	◎	○	○	○
8 全教職員へアレルギー対応策を周知及び共通理解	◎ ○	○ ○ ○	○ ○	○ ○
9 教職員への連絡調整及び指導助言 補欠指導授業の引継ぎ等	◎	◎ ◎ ◎	○	
10 個別面談において保護者へ対応策を伝達（個別の取組プラン・緊急措置方法等）	○	◎	◎	
11 主治医、学校医への協力依頼	◎		○	
12 食物アレルギーを発症した場合の対応方法の検討	◎	◎ ○ ○	○ ◎	◎ ◎
13 校内研修等の企画、実施		◎	◎ ○	
14 他の児童等への指導方法の検討及び実施		◎ ◎ ○	◎ ○	○ ○
15 給食提供に関する連絡				○ ◎
16 給食の内容の事前確認、配膳作業の管理		○		○ ◎

4 学校における対応

(1) 配慮や管理が必要な児童への取組実践までの流れ

①食物アレルギーの把握

就学時健康診断や入学説明会、また、転入時や進級時など機会を捉えて、対象児童とその状況について把握するよう努める。

具体的には、対象児童の保護者には12月上旬に「アレルギー疾患に関する確認書の提出について」（様式2）を、その他の全保護者には、4月に初めに「アレルギー疾患に関する確認書の提出について」（様式1）を配布し、食物アレルギーの有無、原因食材、学校での対応の希望とその内容についての記載を求める。新入学児童の保護者には各園より「アレルギー疾患に関する確認書」を配布し、就学時健康診断時に小学校に提出を求め、対象児童の把握をする。

②学校生活管理指導表の提出

学校生活において、食物アレルギーに関して特別な配慮が必要な場合には、医師、保護者それぞれに「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）活用のしおり」（様式4・5）を配布し、活用方法・記入の仕方に従い、医師の所見を付した「学校生活管理指導表」（様式3）の提出を保護者に求める。

対象児童が在籍する間、食物アレルギーの状況の変化の有無にかかわらず、毎年度当初に1回、「学校生活管理指導表」の提出を求めるとともに、状況の変化やそれに伴う対応の変更がある場合には、その都度「学校生活管理指導表」または「除去解除申請書」の提出を求める。

③保護者との面談、資料の作成

養護教諭、学級担任は、保護者との面談日程を調整し、面談確認メモ（様式6）に基づき保護者との面談を実施し、児童の食物アレルギーの状況を把握するとともに、本方針に基づく学校の対応の考え方を保護者に説明し、理解・協力を求める。

養護教諭、学級担任は、面談実施後、対応内容を記録した対象児童の「アレルギー疾患に関する取り組みプラン」（様式7）を速やかに作成する。

養護教諭・学級担任は、保護者へ対応内容を通知し、「アレルギー疾患に関する取り組みプラン」について説明し、書面で了解を得る。

④食物アレルギー対応委員会の開催

食物アレルギー対応委員会を開催し、食物アレルギーに関する情報収集と対応についての協議、校内危機管理体制の構築、関係機関との連携、対応訓練や研修の企画を行う。

⑤全教職員への周知

③で作成した「アレルギー疾患に関する取り組みプラン」を全教職員に周知する。

また、このプランを対象児童に関する他の書類とともに職員室の電話台下ロッカーに保管し、対象児童がアレルギー症状を発症するなどの緊急時に確認できるようにする。

⑥家庭訪問での面談

担任は、家庭訪問時に再度保護者からアレルギー状況について聞き取り、保護者との懇談時に記録した「保護者との面談記録」（様式6）について、変更点や追加点があれば追記する。

⑦アレルギー疾患に関する取組プランの引継及び見直し

担任・養護教諭は、長期休暇前に、保護者と面談し、アレルギー疾患に関する取り組みプランの見直しを行う。また、対象児童の食物アレルギーの状況に変化があり、医師の診断のもと学校の対応について保護者から変更の希望があった場合には、その都度取組プランの見直しを行う。

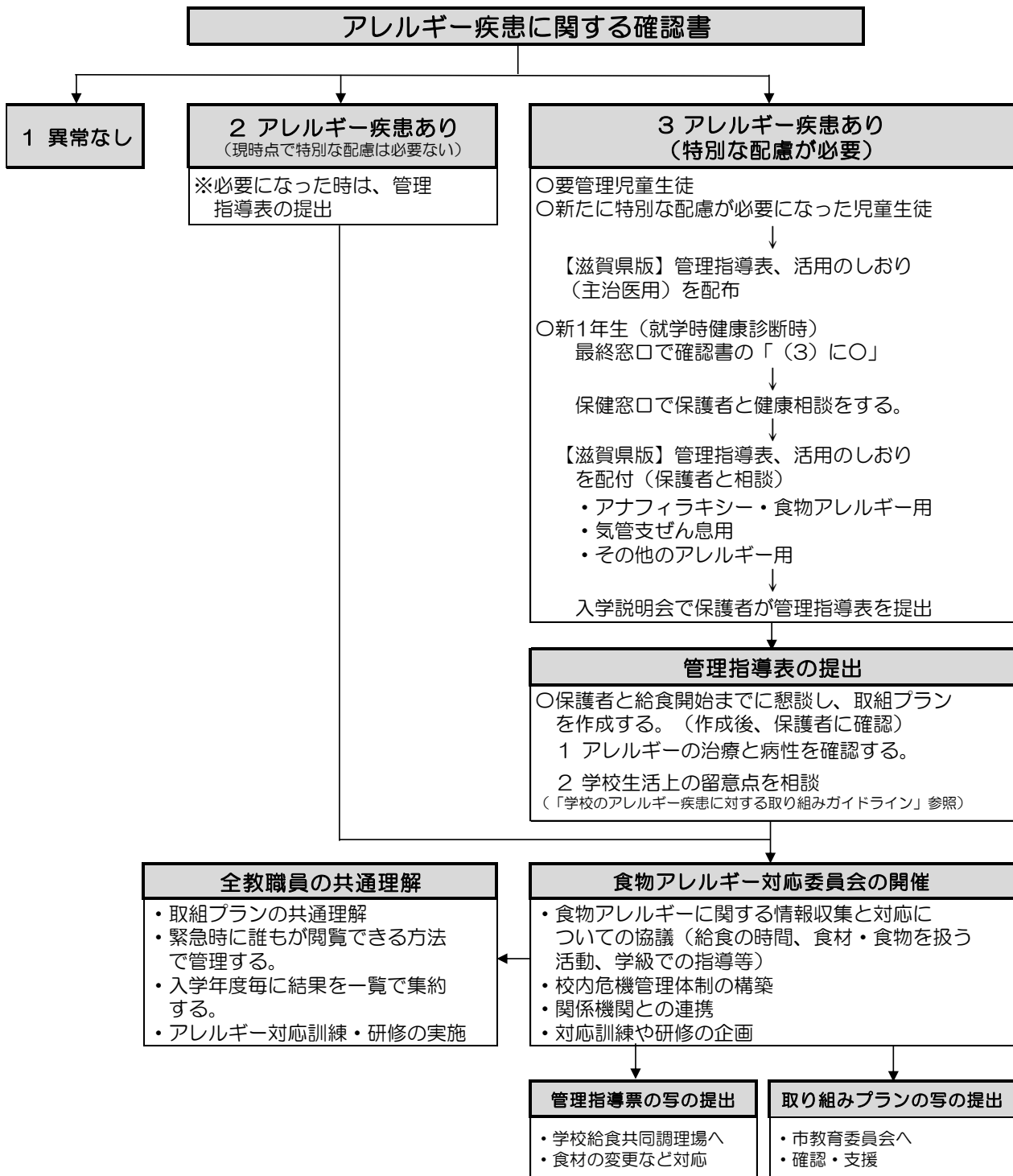
進級時には、アレルギーに関する引継書（様式8）に記入し、学校内で再度対象児童への対応を周知徹底するとともに、中学校入学時には、保護者の了解を得たうえで、学校間で確実に情報を引き継ぐ。

【配慮や管理が必要な児童への取組実践までのフローチャート】

栗東市 学校におけるアレルギー対応マニュアル

平成30年9月10日一部改訂

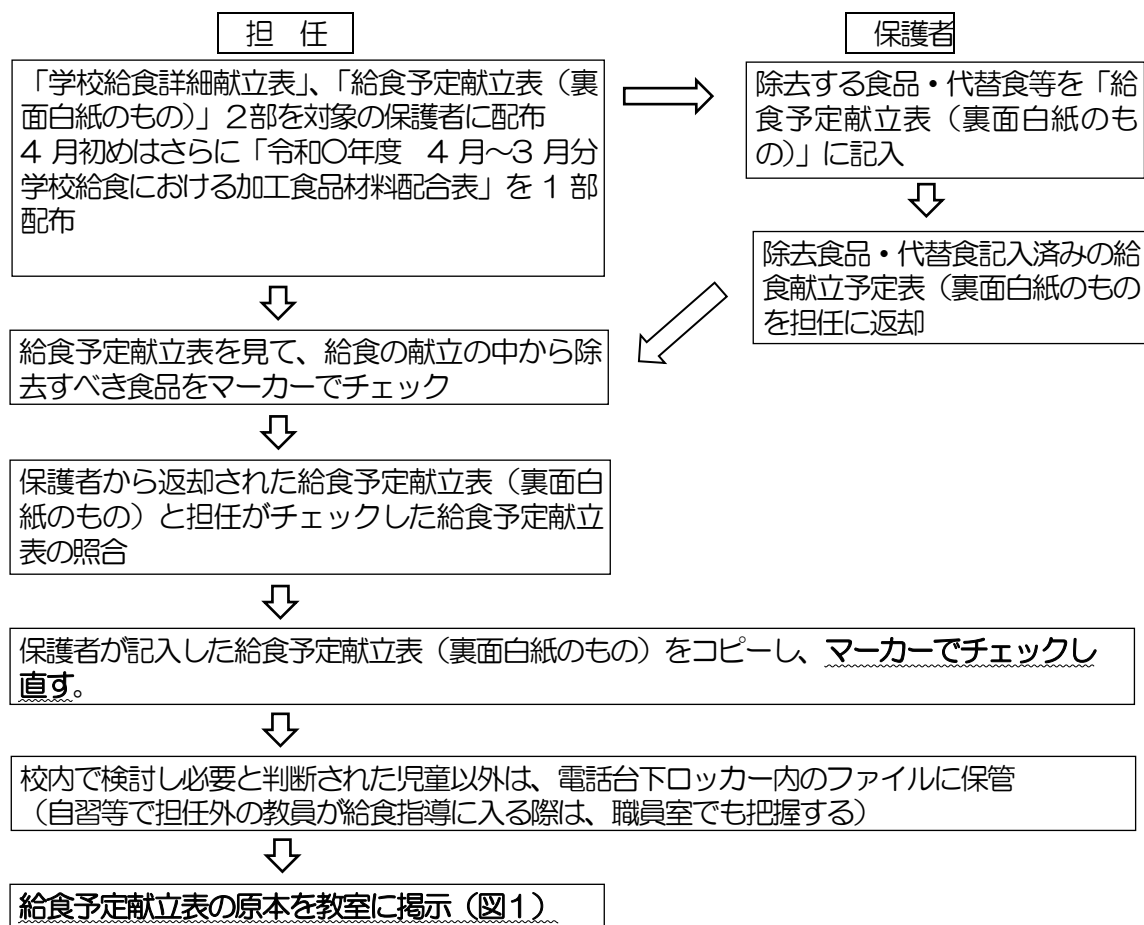
保護者用文書の 配付	新入学児童（新1年生）	在校児童・生徒（新小2～中3）
配付時期	就学時健康診断時に配付・回収 ・市内園…各園を通じて ・市外園…郵送	・保健調査票とともに配付（4月） ・要管理児童生徒は、12月（冬休み前）に管理指導表 とともに配付



- 【確認事項】
- 1 転入生には、「アレルギー疾患に関する確認書」の提出をお願いする。
 - 2 管理指導表は、コピーして保護者に渡す。

(2) 給食の対応について (P.9参照)

①月末における来月分の給食献立表の対応



②給食指導時の対応

食 前

- ・担任は、除去すべきものが児童の机に配膳されていないか、献立表と照合しながら確認。
- ・校内で検討し必要と判断されたエピペンを持参している児童の担任は、確認結果を職員室に連絡し、連絡を受けた職員室の職員は、アレルギーチェックファイル内の献立表に記録。
- ・その他のアレルギー児童の担任は、教室に掲示している献立表に確認結果を記録。

食 後

- ・担任は、食後、児童に異変がないか様子を観察。
- ・校内で検討し必要と判断されたエピペンを持参している児童の担任は、観察結果を職員室に連絡し、連絡を受けた職員室の職員は、アレルギーチェックファイルに観察結果を記録。

③月末における当月分の給食献立表の対応

- ・担任は押印し、保健主事に提出する。
- ・保健主事は、アレルギー児童全員分の当月分の給食献立表（原本）をまとめて校長・教頭・教務・養護教諭に、回覧する。

図1 保護者から預かった給食予定献立表（原本）

[illegible]

- ### ＜毎日の対応＞

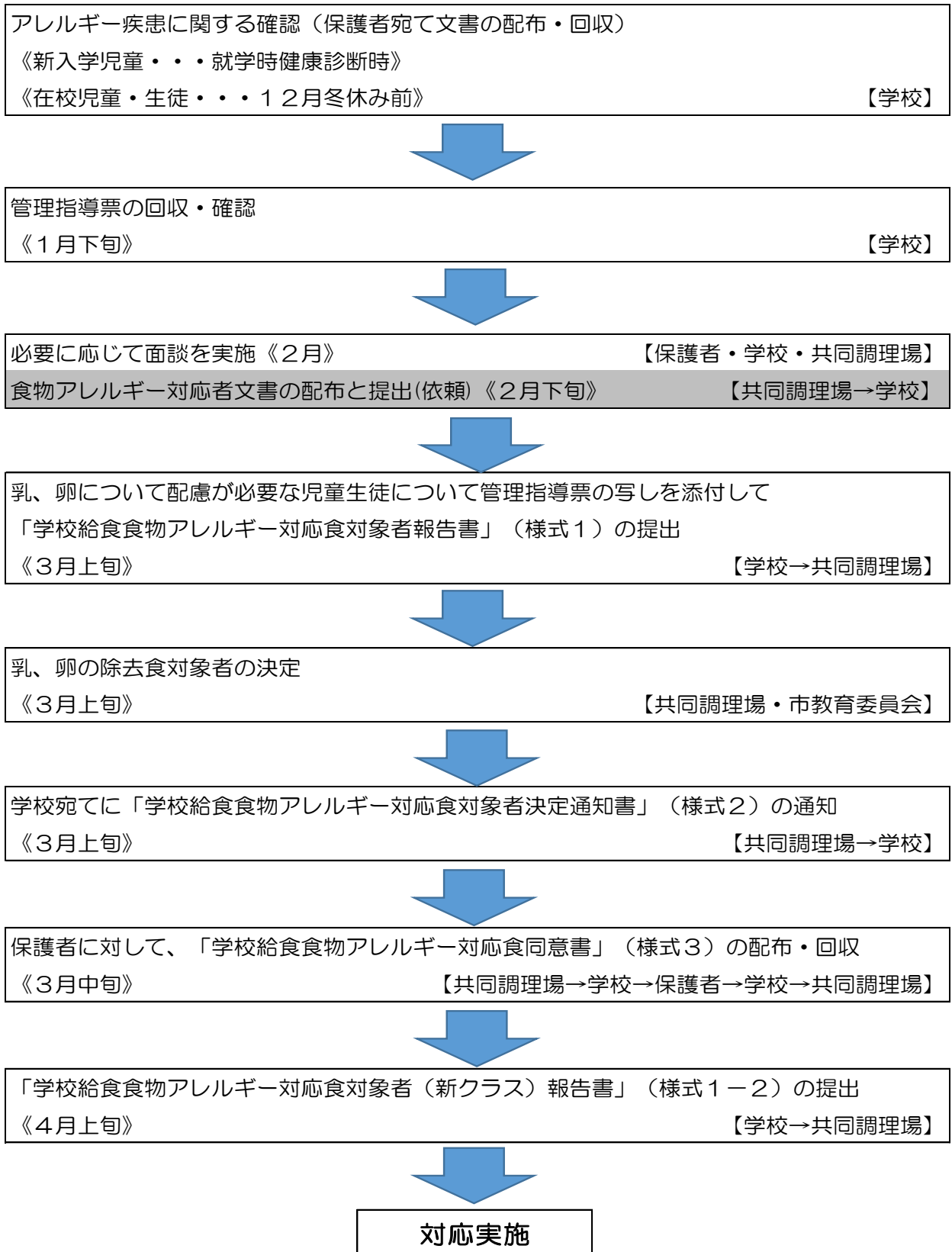
- ① 給食の前に、保護者のチェック通り配膳できているか確認する。
- ② 正しく配膳されていることを献立表に○で記入する。

- ### ＜月末の対応＞

- ① 保護者(印)の横に、担任(印)を押す。
- ② 保健主事に提出する。
- ③ 回覧する。

③除去食における対応（乳と卵の除去食を平成30年9月より下記の要領で実施）

○対応決定までの流れ



* 飲用牛乳停止のみの場合は、給食停止届（様式6）に管理指導票の写しを付けて提出する。

* 転入生については、随時対応する。（様式1と管理指導票の提出）

- ・除去食の実施にあたっては、次の①～④のすべてを満たす場合において対応する。

食物アレルギー対応対象の児童生徒の条件

- | |
|---|
| ①医師の診断により、食物アレルギーと診断されていること。 |
| ②献立によっては、給食を食べることができない場合があること。 |
| ③アレルギー物質（原因食品）が特定されており、医師から食事の管理を指示されていること。 |
| ④家庭でもアレルギー物質を含む食物の除去を行うなど食事の管理を行っていること。 |

- ・対応食は、下記の手順により、確実に児童に手渡す。

配膳員	① 配送運転手から対応食を受け取るとともに、「食物アレルギー対応食確認表」にサインをする。 ②対応食の検食分を管理職に渡す。
↓	
管理職	① 配膳員から受け取った対応食の検食を行い、検食簿に記録を残す。異常（異味・異臭・アレルギーの混入）を認めた場合は、速やかに共同調理場に連絡し、提供を中止する。
↓	
配膳員	③ 児童生徒の発達段階や学校の取り決めに応じて、配膳員が教室に届ける、もしくは本人が配膳室に取りに行く。 <u>（教職員・本人以外には渡さないこと）</u> ④ 全員分の受け渡しが終わったら、「食物アレルギー対応食確認表」に管理職の確認印をもらう。
↓	
学級担任等	① 配膳員から対応食を受け取った場合は、専用容器のラベルを確認して「食物アレルギー対応食確認表」にサインをし、対象児童生徒に渡す。
↓	
本人	① 配膳員から対応食を受け取った場合は、専用容器のラベルを確認して「食物アレルギー対応食確認表」にサインをする。 ② 食べる直前に、専用容器から食器に移し替える。
↓	
学級担任	① 対応食提供の児童生徒の喫食状況や健康観察を行う。
↓	
本人もしくは学級担任等	①専用容器を配膳室に返却する。 （専用容器を返却し忘れた場合は、共同調理場まで返却する。）

（３）学校給食以外における対応

①学校生活での留意点

ごく少量のアレルゲンに触れるだけでもアレルギー症状を起こす児童がいる。このような児童は、アレルゲンを「食べる」だけでなく、「吸い込む」ことや「触れる」ことも発症の原因と

なるため、個々の児童に応じたきめ細やかな配慮が必要である。「管理指導表」に記載された主治医からの指示を参考に、保護者等と十分な協議を行い、個別の具体策を考える。協議を行った際は、記録を残し、双方で確認して対応を徹底する。

全教員が適切に対応できるよう研修を実施するとともに、日常から非常時に備えた意識の周知徹底を行う。

1) 食物・食材を扱う授業・活動

微量の摂取・接触により発症する児童は、「食べる」だけでなく、「原因物質が浮遊した空気を吸い込む」ことや「触れる」こと等、ごく少量の原因物質でも発症する原因になることを踏まえ、次のような活動には十分配慮する。

- ・調理実習
- ・牛乳パックの洗浄（牛乳を流してよい手洗い場を設定する）
- ・アレルギーに触れる可能性のある活動（生活科、図画工作科、学級活動等）
- ・校外学習等（麦茶・弁当のおかずの交換、）

2) 運動（食物依存性運動誘発アナフィラキシー）

- ・誤って原因物質を食べた場合、以後2時間の運動は避ける。
- ・保護者と相談して運動を管理する必要がある。

3) 宿泊を伴う校外活動

- ・宿泊先で重篤な症状が出現した場合を想定して、搬送する医療機関や消防機関を事前に把握する。
- ・食後、1時間は児童の様子を注視し、体調に異変がないか児童に声をかける。
- ・児童が有するアレルギー疾患や、当該児童が持参している救急治療薬に関する情報等を引率教職員全体で共有する。
- ・事前に宿泊先等と連絡を取り、食事内容について確認し、配慮を要請する。宿泊先等と協議、要請した内容は、記録を残すとともに、保護者へも書面で伝え、連携体制を取る。

4) 担任以外の教員による授業

- ・毎週、学年会において次週の学習内容の確認を行う。
- ・担任は保護者と連絡・相談を行い、実施や参加方法等について確認を行う。

②食物アレルギーに関する指導

食物アレルギーを有する児童が安全・安心な楽しい学校生活を送るためには、当該児童の状況について、他の児童からも理解が得られるような配慮をすることが重要である。

保護者の意向やプライバシーに配慮しながら、児童の発達段階に合わせて、食物アレルギーを有する児童への配慮等を含むアレルギーについての基本的な理解を促す指導を行う。

- ・食物アレルギーについての基本的な理解
- ・食事を安全に楽しむために など

(4) 校内研修

食物アレルギーを有する児童について、全教職員で情報の共有を図るとともに、誰もが緊急時に適切に対応できるように、校内研修を実施して、緊急時に備える。また、参考様式10により、研修記録を残す。

①研修時期

- ・年度初め（学校給食開始まで）に必ず教職員全員の研修を実施し、記録を残す。（様式10）
- ・校外学習や宿泊を伴う行事の前など、必要に応じて研修を実施し、記録を残す。（様式10）

②研修内容

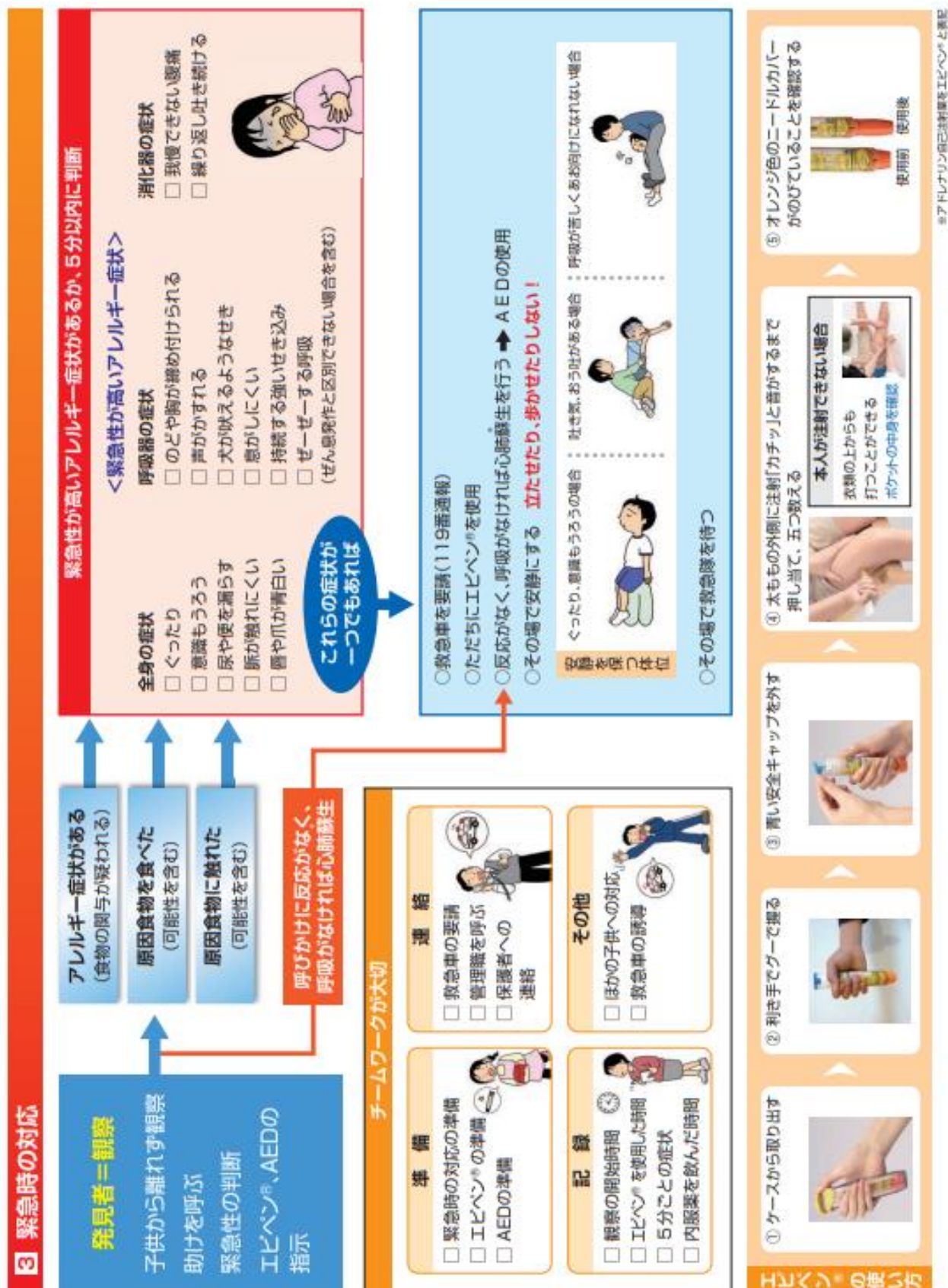
- 1) 食物アレルギーの基本的な知識の理解
 - ・食物アレルギーについて
 - ・アナフィラキシーについて
- 2) 校内の連携体制の構築
 - ・該当児童に対する個別指導のあり方
 - ・学校管理指導表や食物アレルギーを有する児童に対する取組プランについて
- 3) 日常生活での配慮事項
 - ・給食での対応
 - ・給食以外での対応
 - ・該当児童以外の児童に対する説明および協力依頼のあり方
（食育の授業等の活用）
- 4) 緊急時の対応
 - ・発症時の症状と対応の仕方（教職員の役割分担）
 - ・緊急対応訓練（シミュレーション研修、消防機関や医療機関との連携）
 - ・エピペンの保持者と保管場所の確認、使い方の実技研修
 - ・発症時の児童の心のケアの方策

(5) 個人情報の管理

学校は、収集した対象児童・生徒の個人情報に十分留意して管理するものとする。

- ・提出された「管理指導表」及び「取り組みプラン」「引き継ぎ書」等を一緒にファイルに綴り、職員室において一括管理する。
- ・このファイルは、個人情報に係る文書であることに留意し、日常的に保管場所を確認するなど管理を徹底するとともに、緊急時には職員が確認できるような体制で保管する。
- ・転出・卒業等によるファイルの取扱いについては、保護者と相談して転出先、進学先に引き継ぐ。

5 食物アレルギー緊急時対応マニュアル

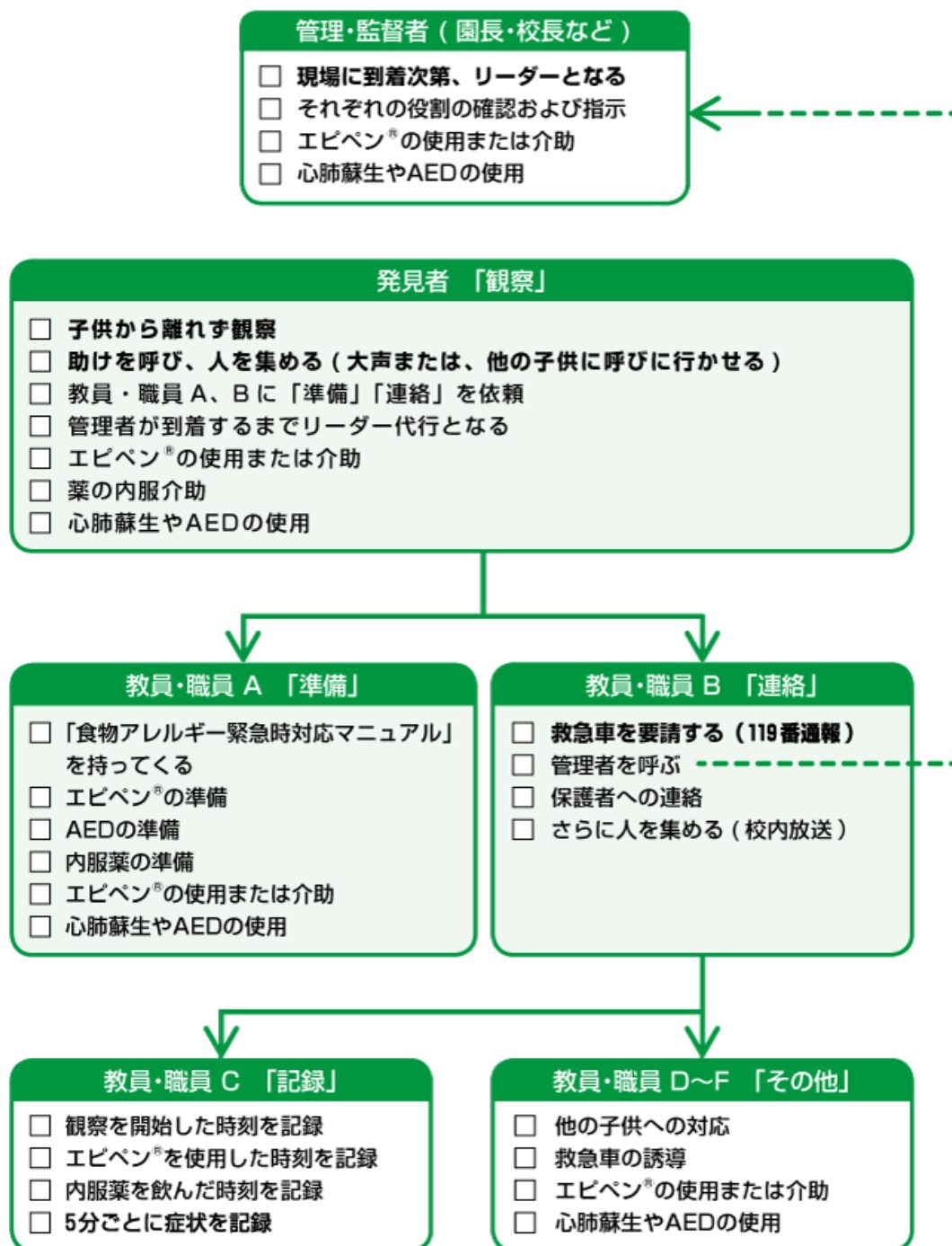


※全職員がラミネートしたものを携行し、いつでも対応できるようにする。また、教室にも同じものを掲示しておく。

A

施設内での役割分担

◆各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う



※記録者は、経過記録表（様式9）に児童の症状を記録する。

B

緊急性の判断と対応

◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する！

◆迷ったらエピペン®を打つ！ ただちに119番通報をする！

B-1 緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便を漏らす
- ☐ 脈が触れにくいまたは不規則
- ☐ 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- ☐ のどや胸が締め付けられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬が吠えるような咳
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 持続する強い咳き込み
- ☐ ゼーゼーする呼吸
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

【消化器の症状】

- ☐ 持続する強い（がまんできない）お腹の痛み
- ☐ 繰り返し吐き続ける

1つでもあてはまる場合

ない場合

B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

① ただちにエピペン®を使用する！

→ C エピペン®の使い方

② 救急車を要請する(119番通報)

→ D 救急要請のポイント

③ その場で安静にする(下記の体位を参照)

立たせたり、歩かせたりしない！

④ その場で救急隊を待つ

⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

◆ エピペン®を使用し10～15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する(2本以上ある場合)

◆ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う → E 心肺蘇生とAEDの手順

内服薬を飲ませる

保健室または、安静にできる場所へ移動する

5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する
緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する

F 症状チェックシート

安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を15～30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

C

エピペン®の使い方

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け
エピペン®を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを
下に向け、利き手で持つ

"グー" で握る!

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン®の先端
(オレンジ色の部分)を軽くあて、
"カチッ"と音がするまで強く押し
あてそのまま5つ数える

**注射した後すぐに抜かない!
押しつけたまま5つ数える!**

⑤ 確認する



使用前 使用後

エピペン®を太ももから離しオレ
ンジ色のニードルカバーが伸び
ているか確認する

伸びていない場合は「④に戻る」

⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、
マッサージする

介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を
しっかり抑え、動かないように固定する

注射する部位

- 衣類の上から、打つことができる
- 太ももの付け根と膝の中央部で、かつ
真ん中 (A) よりやや外側に注射する

仰向けの場合



座位の場合



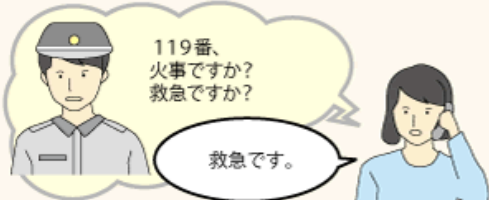
D 救急要請（119番通報）のポイント

D 救急要請（119番通報）のポイント

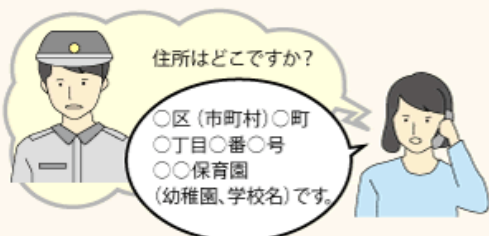
◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える



①救急であることを伝える



②救急車に来てほしい住所を伝える



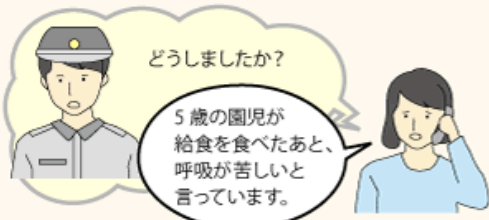
住所、施設名をあらかじめ記載しておく

栗東市立大宝小学校

栗東市総7丁目14-19

077-552-2279

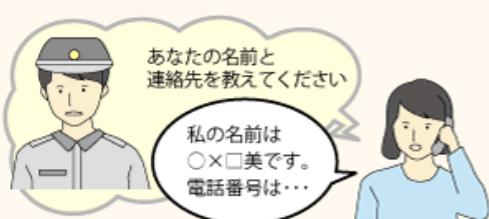
③「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」をわかる範囲で伝える



エビペン[®]の処方やエビペン[®]の使用の有無を伝える

④通報している人の氏名と連絡先を伝える

119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える



※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることもある

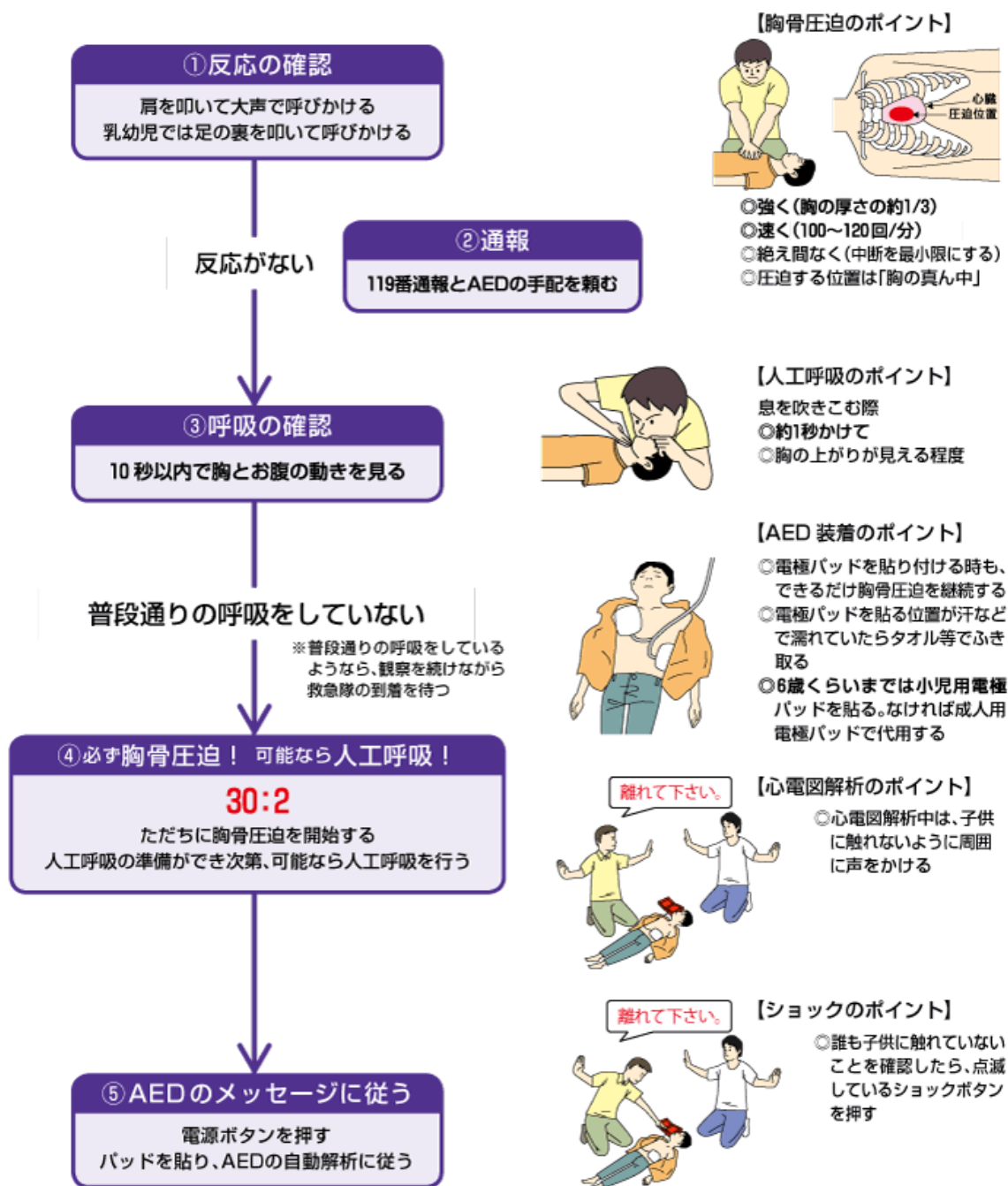
- 通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く

E

心肺蘇生とAEDの手順

◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！

◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける



6 参考様式

- ・様式 1 アレルギー疾患に関する確認書の提出について

アシルギ一疾患に関する確認書

前名のてんてん 巻 冊

知 和 燕 味

◆ ①～④の各線は、線幅を揃えてください。

- () ① アレルギー疾患はありません。
- () ② 下記アレルギー疾患があります。現在は特別な配慮や制限などないため必要となった場合は管理指導表を提出します。
- () ③ 下記アレルギー疾患において管理指導表による特別な配慮を希望します。

◆アレルギー疾患がある場合（上記㉔・㉕に○をされた方）は、下記に記入してください。

該当するアレルギーに○	アレルギー原因となるもの(分かる場合)	学校で必要な管理内容	緊急時の対応方法	自己管理
卵	アレルギー	アレルギー検査を受けます 卵アレルギーが反応 牛乳は停止します	軽度経過観察 ○○調剤	できる できない
食物アレルギー	卵 牛乳			できる できない
乳歯や歯肉				できる できない
アトピー性皮膚炎				できる できない
アレルギー性結膜炎				できる できない
食物アレルギー				できる できない
アナフィラキシー 蜂など				できる できない
アレルギー性鼻炎				できる できない
その他 ()				できる できない

 $\langle \mu \rangle$

田
氏
封
采

合 員 技 育 数 市 東 栗

アレルギ一疾患に関する確認書等の提出について(お願い)

日頃は、本市の教育行政の推進にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、現在、市内の各学校では、全てのお子さんについて「アレルギー疾患に関する確認書」を提出いただいております。お子さんが安全に学校生活を送れるよう支援に努めています。また、喘息や喘息発作やアトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎、食物アレルギーなどの症状があり、学校生活において特別な管理や配慮が必要なお子さんについては、「学校生活管理指導書（アレルギー疾患専用）」をご提出いただき、緊急体制の確認や給食停止の対応等の支援に努めています。

つきましては、今年度も下記のとおり関係書類を学校へご提出くださるようお願いいたします。

なお、**右の聴覚者の②に○をご記入いただいた方**には、後日学校より「学校生活管理指導表（ア・レ・レ・ル・ギール 一巻色用）」等の書類をお渡ししますので、医療機関を受診していただき、主治医の先生に必要事項の記載と証明をもらっていただき、学校へご提出いただきますようお願いいたします。

- 1 「アレルギー疾患に関する確認書」… 全ての方にご提出いただく書類です。
- (1) 対象者：全員（お子さん一人につき1枚）
- (2) 用紙：切り取り線から右の部分です
- (3) 提出期限：令和 年 月 日（ ）まで ※期日厳守をお願いいたします。
- 2 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（必ず医師の証明が必要です）
- (1) 対象者：右の「アレルギー疾患に関する確認書」の○に○を記入された、学校生活に
おいて特別な管理や配慮が必要なお子さん
- （例えば）給食の成分表をもらっているお子さん
- ・給食において除去食があるお子さんや代替食をもって来ているお子さん
 - ・給食において牛乳を止めているお子さん
 - ・水泳や運動の時に配慮が必要なお子さん
 - ・宿泊やマラソン大会等で吸入や投薬が必要なお子さん など
 - ・採刺されるアナフィラキシーショックがあるお子さん など
- (2) 用紙：後日、学校からお渡しします。
- (3) 提出期限：令和 年 月 日（ ）まで ※期日厳守をお願いいたします。
- (4) その他
- ・給食停止等の対応は、「学校生活管理指導表」等の医師の診断書の提出が必要です。
 - ・「学校生活管理指導表」については、毎年1回更新が必要になります。
 - ・医療機関での「学校生活管理指導表」の記載については、手数料がかかる場合があります。
 - ・ご不明な点がございましたら、学校または東京都市役所学校教育課（077-551-0130）までお問い合わせください。

関係児童生徒の保護者 様

栗東市教育委員会

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」ならびに「アレルギー疾患に関する
確認書」の提出について（お願い）

日頃、本市の教育行政の推進にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、現在、市内の各学校では、保護者の皆様に「アレルギー疾患に関する確認書」ならびに
「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を各学校へご提出いただき、緊急体制の確認や給食
停止の対応等、お子さんが安全に安心して学校生活を送れるよう支援に努めています。
つきましては、来年度の支援に向けて、主治医の診察と指示を受けていただき、下記のとおり関係書類
を学校へご提出くださるようお願いいたします。

なお、「学校生活管理指導表」は、症状などに変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な
間は毎年ご提出いただくことになっております。

また、今回の受診によって「管理不要」となった場合も、主治医の先生から「学校生活管理指
導表」にその旨を記載いただき、学校へご提出くださるようお願いいたします。

記

1 提出いただく書類

- 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」
…主治医等医療機関を受診いただき、必要事項の記載と証明をもちってください。
- 「アレルギー疾患に関する確認書」
…保護者の方でご記入いただき、切り取り線から右の部分をご提出ください。

2 提出期限 令和●●年●●月●●日（●）まで ※期日厳守でお願いします。

3 提出先 お子さんが在籍されている学校

4 その他

- 給食停止等の対応は、「学校生活管理指導表」等の医師の診断書の提出が必要です。
- 「学校生活管理指導表」については、毎年1回更新が必要になります。
- 医療機関での「学校生活管理指導表」の記載については、手数料がかかります。
- ご不明な点がございましたら、学校または栗東市役所学校教育課（077-551-0130）までお問い合わせください。

・様式2 学校生活管理指導表ならびにアレルギー疾患に関する確認書の提出について

アレルギー疾患に関する確認書

年 組 番 お子さんの名前

保護者名

- ◆ ①～③の該当するところに○印をつけてください。
() ① アレルギー疾患はありません。
() ② 下記アレルギー疾患があります。現在は特別な配慮や制限などはありません。
() ③ 下記アレルギー疾患において管理指導表による特別な配慮を希望します。

◆ アレルギー疾患がある場合（上記②・③に○をされた方）は、下記に記入してください。

該当するアレルギーに○	アレルギー原因となるもの（分かる場合）	学校で必要な管理内容	緊急時の対応方法	自己管理
例 食物アレルギー	卵 牛乳	代替食特参します。 給食成分表が必要。 牛乳は停止します。	病院搬送必要 〇〇病院	できる できない
気管支喘息				できる できない
アトピー性皮膚炎				できる できない
アレルギー性結膜炎				できる できない
食物アレルギー				できる できない
アナフィラキシー 蜂など				できる できない
アレルギー性鼻炎				できる できない
その他 ()				できる できない

【滋賀県版】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用） 活用のしおり ～主治医用～

滋賀県教育委員会

アレルギー疾患のある児童生徒の主治医の皆様へ

文部科学省の調査により、学校には、アレルギー疾患のある児童生徒が多く在籍していることが明らかになりました。アレルギー疾患のある児童生徒の中には、学校生活で特に管理や配慮を必要とする児童生徒がいます。学校がこのような児童生徒に対して、適切な管理や配慮をするためには主治医の皆様からの指導が必要です。

今回、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改訂）」（公益財団法人日本学校保健会）の改訂にあわせて、「【滋賀県版】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」もより効果的な活用を目指し改訂しました。

保護者の皆様からの求めに応じて「【滋賀県版】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記載をお願いします。なお、学校の生活において特別な配慮や管理が不要な児童生徒については学校への提出は不要です。

本表は大きな変化がない場合、1年間を通じて使用しますので、現在の状況および今後1年間を通じて予測される状況を記載してください。

また、必要に応じて保護者を通して学校からより詳細な情報や指導を求められることがあります。その際の御協力もよろしくお願いします。

【滋賀県版】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の記入は次のとおりです。

表：アナフィラキシー・食物アレルギー、
気管支ぜん息用

裏：アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、
アレルギー性鼻炎

- ① 疾患の有無欄：疾患名のところの(あり・なし)欄に該当疾患の有無について○をつけ、「あり」の場合、下位項目のそれぞれへの記入をお願いします。
- ② 「病型・治療」欄：当該疾患の原因や症状、服用中の薬など、現在の状況を記入してください。
- ③ 「学校生活上の留意点」欄：学校生活における管理・配慮が必要な場合には「管理必要」に○をし、その内容について「主治医から学校への連絡欄」に具体的な配慮・管理事項等を記入してください。
- ④ 「緊急連絡先」欄：アナフィラキシーや重症のぜん息発作等が起こった場合の緊急時の連絡先として、必要と考えられる児童生徒等に関して地域の救急医療機関等を記入することが考えられます。必要に応じて保護者、学校と相談して記入してください。
- ⑤ 記載日、医師名、医療機関名、電話番号を記入してください。
- ⑥ 「学校から主治医への連絡欄」：記載がある場合はご一読いただき必要な場合は、③の欄にご回答ください。

**【滋賀県版】
学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）
活用のしおり
～保護者用～**

滋賀県教育委員会

アレルギー疾患のお子さんをおもちの保護者の皆様へ

文部科学省の調査により、学校には、アレルギー疾患のお子さんが多く通われていることが明らかになりました。

アレルギー疾患のあるお子さんの学校生活をより安心して安全なものにするため、学校はお子さんのアレルギー疾患について詳しい情報を把握する必要があります。

学校生活において、特に配慮や管理が必要なお子さんにつきましては、【滋賀県版】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を学校に提出いただきますようよろしくお願いいたします。

**【滋賀県版】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）は
以下の手順でご活用ください。**

- 1 お子さんのアレルギー疾患に関して、学校での配慮・管理が必要であることをお申し出いただいた場合、学校から「【滋賀県版】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（以下管理指導表）をお渡しします。
- 2 各疾患ごとに主治医の先生に管理指導表の記載をお願いしてください。
★主治医の先生に記載してもらう際には、文書料が生じます。
- 3 記載してもらった管理指導表を学校に提出してください。
- 4 記載してもらった管理指導表をもとに、学校と保護者の方とでお子さんの学校生活における配慮や管理について相談します。（この際、必要に応じさらに詳しい情報の提出をお願いすることがあります。）
- 5 病状は変化することがあります。継続して配慮・管理が必要な場合は、原則として内容が同じでも毎年新しい管理指導表を学校に提出してください。

◆【滋賀県版】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）は、滋賀県教育委員会スポーツ健康課のホームページ（www.pref.shiga.lg.jp/edu/sogo/kakuka/ma08supoken-home.html）「学校体育健康保健」からダウンロードすることができます。

参考資料：日本学校保健会「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）活用のしおり～保護者用～」

様式6 保護者との面談記録

記入年月日： 年 月 日（ ）

記録者氏名

入学・ 進級時	家庭 訪問時	夏季 休業前	冬季 休業前	その他
------------	-----------	-----------	-----------	-----

保護者との面談記録

年 組 児童氏名：

1 アナフィラキシー発症状況

※ 「アナフィラキシー」ありの場合

- ①回 数： 回
 ②最後の発症年月： 年 月
 ③発症時の具体的な症状：（ ）
 ④医師から注意するように言われている症状：（ ）
 ⑤アナフィラキシーショックの有無：（ 有 ・ 無 ）

2 子ども自身で、緊急時に備えた処方薬を管理できますか？

※ 「病型・治療」のID「緊急時に備えた処方薬」にて、緊急時に備えた処方薬1から3までのいずれかに○がついている場合

☐ いいえ

→ 保護者との協議内容

☐ はい

3 薬（エピペン）持参希望の有無 （ 有 ・ 無 ）

4 学校生活上の留意点

※ 「学校生活上の留意点」にて、「保護者と相談し決定」に○がついている場合

A 給食

→ 保護者との協議内容

B 食物・食材を扱う活動

→ 保護者との協議内容

C 運動

→ 保護者との協議内容

D 宿泊を伴う校外活動

→ 保護者との協議内容

E その他の配慮・管理事項

→ 保護者との協議内容

5 緊急連絡先

(1) 通院している医療機関

医療機関名		診療科	担当医名 (主治医)	電 話	カルテ番号 (ID)	緊急時の 受入
						可・不可

(2) 緊急時に搬送できる医療機関

☐ 同上 (通院している医療機関)

☐ 通院している医療機関で緊急時の受入が不可の場合、他の医療機関で保護者が緊急受入について相談している医療機関

医療機関名	診療科	担当医名	電話	カルテ番号 (ID)

(3) 保護者連絡先

氏 名	続 柄	電 話
		(自宅・職場)
		(自宅・職場)

6 その他、保護者との協議内容

様式7 アレルギー疾患に関する取り組みプラン【栗東市版】

アレルギー疾患に関する取り組みプラン (食物アレルギー)

年	組	名 前	性別	生 年 月 日
				令和 年 月 日生

学級担任名

1 管理指導表の提出 あり

2 アレルギー疾患名

3 保護者連絡先

①	名前	TEL
②	名前	TEL

4 医療機関名

医師名 : TEL

5 病型・治療 学校における配慮

	チェック欄	病型・治療
A		食物アレルギー病型(食物アレルギー-ありの場合のみ記載)
B		アナフィラキシー病型(アナフィラキシー-既往ありの場合のみ記載)
C		原因食物・除去根拠 (①既往 ②負荷試験陽性 ③抗体検査陽性 ④未摂取)
D		a
学校生活上の留意点	A.給食	
	B.食物・食材を扱う授業・活動	
	C.運動	
	D.宿泊を伴う校外学習	
	E.原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの	
	F.主治医から学校への連絡事項	

6 学校給食対応 レベル1 (詳細な献立表対応)・レベル2 (一部弁当対応)

レベル3 (除去食対応)・レベル4 (代替食対応)・レベル5 (完全弁当対応)

保護者説明・協議日 令和 年 月 日

上記の内容を確認しました。

令和 年 月 日

保護者氏名

校長	教頭	保健主事	養護教諭	担任



学校確認印

印 (自署による場合は押印不要)

様式8 アレルギーに関する引き継ぎ書

アレルギーに関する引き継ぎ書

次年度の担任へ、確実に引き継げるように記入を依頼したいと思います。

記入者：

記入日：令和 年 3月 日

*実施されている項目には○、されていない項目には×を()内に記入をお願いします。

*その他に気をつけておられることがあれば、追加して記入をお願いします。

児童名	年 組
アレルギー項目	食物アレルギー()エピペン持参：あり・なし
保護者とのやりとり	☐ 学校給食詳細献立表、給食予定献立表2部を渡す。 ☐ チェック済みの給食予定献立表をもらう。 ☐ 連絡帳などでその都度、食べないメニュー・代替食の有無を連絡してもらう。 ☐ 食べてよいか不安な献立があれば、当日までに保護者に確認する。 ☐ ☐
毎月・毎日の担任の先生の動き	☐ 学校給食詳細献立表をみて、食べられないものがいつあるかチェックする。 ☐ 保護者から預かった給食予定献立表と担任がチェックしたものをすり合わせる。 ☐ 教室に保護者から預かった給食予定献立表の原本を掲示する。 ☐ 職員室のピンクのアレルギーファイルに保護者から預かった給食予定献立表のコピーを綴じる。(該当児童のみ) ☐ 保護者から預かった献立表のコピーを職員室の所定の場所に入れる。 ☐ 代替食を職員室に(担任・本人)がもっていく。 ☐ 代替食を()で保管する。 ☐
給食時間	☐ 給食当番でアレルギーのもの()の当番を外す。 ☐ 配膳台を後ろに置く。 ☐ 机の(上・横)に食べられませんカードを(置く・貼る)。 ☐ 代替食を職員室に(担任・本人)がとりにいく。 ☐ 保護者から預かった給食予定献立表を見ながら、除去すべきものが本人の机の上にないか確認する。毎日献立表に○をつけながら、チェックする。 ☐ 食べているとき、食べ終わったあとの様子を注意してみる。 ☐ 食前の体調を職員室に連絡をする。 ☐ 除去食を配膳員さんから受け取る⇒本人に渡す⇒新しい食器にうつす
はみがき	☐ 牛乳を流す手洗い場を限定する。(歯みがきの手洗い場と分ける) ☐
掃除時間	☐ 掃除当番で()を外す。 ☐
行事ごと (宿泊・校外学習・運動会など)	☐ エピペンをランドセルから校外学習等のかばんへ移すように指導する。 ☐ 宿泊行事では()に注意する。
備考欄 *引き継ぎ事項があれば、細かなことでも良いのでご記入ください。	

経過記録表

病院での治療に必要になります！

記録も大切ですが、人命救助を最優先に！

誤食時間	月 日 時 分 ごろ
食べたもの	
食べた量	

症状経過	時間	症状	バイタルサイン				備考
	:		脈拍	回/分	呼吸数	回/分	
	:		血圧	mmHg	体温	℃	
	:		脈拍	回/分	呼吸数	回/分	
	:		血圧	mmHg	体温	℃	
	:		脈拍	回/分	呼吸数	回/分	
	:		血圧	mmHg	体温	℃	

部位	考えられる症状
皮ふ	じんましん（全身）
くちびる	腫れ・かゆみ
目	腫れ・かゆみ・充血
のど	かゆみ・締めつけられる感じ
胸	痛み・締めつけられるような感じ
声咳	声のかすれ・咳・長引く強い咳・ 犬がほえるような咳
呼吸	息がしにくい・ゼーゼーする呼吸・呼吸困難
おなか	腹痛・吐き気・嘔吐・下痢
全身	元気がない・ぐったりしている・意識朦朧
その他	

こんな症状があればエピペン！

- ・のどや胸がしめつけられる
- ・声がかすれる
- ・犬がほえるような咳
- ・持続する強い咳込み
- ・ゼーゼーする呼吸
- ・息がしにくい

- ・繰り返し吐く
- ・持続する強いおなかの痛み

- ・唇や爪が白い
- ・意識が朦朧としている
- ・ぐったりしている
- ・脈が触れにくい

エピペンを打った時間 :

食物アレルギー対応校内職員研修会

年 月 日

1 日 時 年 月 日 () 時 分～ 時 分

2 場 所

3 参加者氏名

4 欠席者氏名

5 欠席者への対応

4 内 容

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

5 成果・課題

令和6年度 食物アレルギー対応委員会 委員構成表

職 名	氏 名
校 長	
教 頭	
教務主任	
養護教諭	
栄養教諭	
保健主事	
給食主任	
学年主任	
学級担任	

【参考文献】

学校給食における食物アレルギー対応指針（文部科学省）

学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版（文部科学省）

改訂履歴表

文書名称		アレルギー対応指針			
版数	改訂年月日	改 訂 内 容	承認	審査	作成
0	2018.2.16	初版策定			
1	2018.4.3	表紙			
		(4)校内研修 研修内容(P.7)			
		(様式11)委員会 委員構成表(P.28)			
2	2018.5.7	3校内及び関係機関との連携体制づくり 4)を追加			
		(2)教職員の役割 12. 対応方法の検討 担当の追加(P.3)			
3	2018.6.13	(2)給食の対応について②給食指導時の対応 アレルギー対応表について追加 (P.6)			
4	2018.9.11	(2)給食の対応について②除去食における対 応追加 (P.7. 8)			
		様式12 食物アレルギー対応表(P.31)			
5	2019.4.3	表紙及び様式11			
		(3)学校給食以外における対応②学校生活での 留意点 4)担任以外による授業 追加(P.9)			
6	2020.4.1	表紙及び様式8			
		③除去食における対応 追加(P.7)			
7	2021.4.1	表紙及び様式11・12の入れ替え			
8	2022.4.1	表紙及び学校生活管理指導表改定に伴う 様式3・4・5・7の差し替え			
9	2023.4.1	表紙及び様式11			
10	2024.4.1	表紙及び様式11、12			
		(2)給食の対応について ③月末における当月分の給食献立表の対応 追加(P.8)、図1の追加(P.9)			